

弁護団のコメント（案）

令和3年5月28日

1 原告団と被告

原告団17名は女川原発の25km圏内に住む石巻市の住民である。そのほとんどが宮城県と石巻市の「地元同意」の差止めを求めた仮処分の債権者団のメンバーである。被告は女川原子力発電所2号炉の再稼働を予定している東北電力株式会社である。

2 本訴提起に至る経過

原告団は平成30年から宮城県と石巻市の避難計画の避難経路を自走し、その結果を踏まえ、宮城県と石巻市に3度に渡り質問書を出し、回答を得た。そのような行動を通じて宮城県と石巻市の避難計画に実効性が著しく欠けていることを知った。それを宮城県と石巻市にぶつけ、「地元同意」の差止めを求め、令和元年11月12日付で仙台地方裁判所に仮処分の申し立てをしたが、仙台地方裁判所は令和元年7月6日に申立を却下し、即時抗告に対しても、仙台高等裁判所は令和2年10月23日に即時抗告を棄却した。その間、宮城県と石巻市は避難計画の実効性は争点でないとの態度をとり、裁判所もそれを認め、実効性は審理の対象になることはなかった。

即時抗告を棄却した仙台高等裁判所は決定の中で、

「（事前了解）や（理解の表明）は2号機を再稼働させる東北電力の行為と同視できるものではない」（5頁）

「東北電力の事前協議への了解や、再稼働への国の方針への理解の表明は、再稼働の直接的な原因行為として位置付けられるものではない。」（9頁）

「抗告人らに生ずる生命、身体の被害の危険は、あくまで東北電力が女川原子力発

電所2号機の再稼働をすることを直接の原因として生ずる危険であって、抗告人らが差止めを求める宮城県や石巻市の行為を直接の原因として生ずる危険ではない。」（9頁）

との判断を示した。

要するに、原告ら30km圏内の住民の生命・健康の被害の危険は2号炉の再稼働を予定している被告によって生ずるのであり、宮城県と石巻市の「地元同意」によって生ずるものではないということである。避難計画の策定とその実効性を確保させる責任は宮城県と石巻市にあり、東北電力株式会社はそれに関与する立場にないことは明らかであるが、被害を生じさせる危険を生じさせる直接の原因が（「地元同意」ではなく）被告の再稼働にあると仙台高等裁判所が明言したことを踏まえ、再稼働の主体である東北電力株式会社を被告として本訴を提起するに至った。

3 本訴提起の意義

① 被告と避難計画との関係

避難計画の策定主体ではない東北電力株式会社に対し、避難計画の実効性の欠如を理由として再稼働の差止めを求めることができるかどうかについては、訴状の末尾にも記載したように、各地の同種訴訟においてそれが認められており、水戸地方裁判所令和3年3月18日判決は避難計画の不備を理由に再稼働差止めを命じている。

② 避難計画の実効性と裁判所の審査の対象

宮城県と石巻市は上記仮処分において避難計画の不備の紛争に踏み込むことを拒否し、原告らは肩透かしを食った。避難計画の不備に対する第三者の審査を欠いたまま、再稼働に進むことは30km圏内の住民にとっても30km圏外の住民にとっても極めて由々しきことである。東北電力株式会社は宮城県と石巻市に訴訟告知をし、訴訟に参加させ、宮城県と石巻市に実質的当事者として認否・反論させるべきである。原告らもそのような対応を期待している。

③ 再稼働の時期と一審判決の見通し

原告らは避難計画の不備に関する全ての証拠を訴状とともに提出し、追加立証の予定はない（宮城県と石巻市が訴訟に参加し、認否・反論することになれば反証を追加することはあり得る）。

被告の応訴方針にもよるが、追加立証の予定がないので、再稼働前に一審判決を得ることは可能と判断している。再稼働までに一審判決が間に合わないとしても、請求が認定され確定すれば、稼働を止めなければならない内容の請求の趣旨になっているので、再稼働後も訴訟は継続するつもりである。

以 上